



川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針

～ 成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき ～

平成31(2019)年2月

川崎市

目次

第1章 策定の背景と目的（趣旨）	1
1 策定の背景	1
2 策定の目的（趣旨）	7
第2章 SDG s の推進に向けた基本的な考え方	8
1 方針策定の考え方	8
2 SDG s の推進に向けた姿勢	8
3 方針の期間	9
4 基本目標と基本的な方向	9
第3章 川崎市総合計画とSDG s との対応.....	11
第4章 推進方策	39
1 推進体制	39
2 取組の推進を図るための方策	39
3 進行管理	40
参 考 資 料	42
【参考資料1】総合計画の政策・施策とSDG s 17 のゴール対応一覧表.....	43
【参考資料2】SDG s 17 のゴールと169 のターゲット	51

第1章 策定の背景と目的（趣旨）

1 策定の背景

（1）国際連合における取組

地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル経済のもとでは、一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖するのと同様、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代になってきています。

このような新たな課題の解決に向け、平成 27（2015）年に国際連合（以下「国連」という。）において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ^{※1}（以下「2030 アジェンダ」という。）が採択されました。

2030 アジェンダは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組^{※2}として作成され、この中に持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）として 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット^{※3}が掲げられています。また、政府や民間セクター等のあらゆる主体を動員して取組を推進するとし、地方自治体等も密接に実施に取り組むとされています。

※1 国連において、1990 年代に主要な国際会議で採択された国際開発目標と、2000 年に採択された「国連ミレニアム宣言」が統合され、平成 27（2015）年を期限とする 8 つの目標を掲げた開発途上国向けの開発目標として、ミレニアム開発目標（以下「MDGs」という。）が平成 13（2001）年に策定されました。MDGs は一定の成果を達成した一方で、未達成の課題が残されたほか、環境問題や気候変動の深刻化などの新たな課題が浮上したことなどを踏まえ、2030 アジェンダが採択されました。

【MDGs と SDGs の比較】



（外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」より）

※2 経済・社会・環境の三側面の統合的な取組とは、それぞれの分野の政策を展開することに加え、相互関係を重視しつつ、それぞれの分野の相乗効果を発揮する取組です。

※3 169 のターゲットの内容については、巻末の「参考資料 2」に記載しています。



ロゴ：国連広報センター作成

【持続可能な開発目標（17のゴール）】

ゴール1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
ゴール2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
ゴール3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
ゴール4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
ゴール5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
ゴール6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
ゴール7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
ゴール8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
ゴール9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
ゴール10	各国内及び各国間の不平等を是正する。
ゴール11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
ゴール12	持続可能な生産消費形態を確保する。
ゴール13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
ゴール14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
ゴール15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
ゴール16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
ゴール17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ（仮訳）」より)

(2) 国における取組

国においては、2030 アジェンダの採択を受けて、「国際協力への取組を一層加速していくことに加え、国内における経済、社会、環境の分野での課題にも、またこれらの分野を横断する課題にも、国内問題として取組を強化するのみならず、国際社会全体の課題としても取り組む必要がある。」として、SDGs の実施に関するさまざまな取組が進められています。

① 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部の設置

国際社会全体の課題に対し国として取り組む必要があるとの認識のもと、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、SDGs を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が、平成 28（2016）年 5 月に内閣に設置されました。

② 実施指針の策定

2030 アジェンダは、取り組むべき課題を、「我々は、2030 年までに以下のことを行うことを決意する。あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つこと。国内的・国際的な不平等と戦うこと。平和で、公正かつ包摂的な社会をうち立てること。人権を保護しジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを進めること。地球と天然資源の永続的な保護を確保すること。そしてまた、我々は、持続可能で、包摂的で持続的な経済成長、共有された繁栄及び働きがいのある人間らしい仕事のための条件を、（中略）作り出すことを決意する。」としています。

国においては、このような持続可能な経済・社会づくりに向け、世界のロールモデルとなることをめざすとともに、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革するための取組を進めていくことをめざすとしており、あらゆる分野のステークホルダーと連携しつつ、広範な施策や資源を効果的かつ一貫した形で動員していくことを可能にするために、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を、国家戦略として平成 28（2016）年 12 月に策定しています。

実施指針においては、SDG s 達成に向けた取組を全国的に実施するため、地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたりSDG s の要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じて、関係するステークホルダーとの連携の強化を図るなど、SDG s 達成に向けた取組を促進することを求めています。

【国におけるその他の取組】

●SDG s 未来都市

地方公共団体におけるSDG s 達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、その取組を推進することが重要であることから、地方公共団体によるSDG s 達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を「SDG s 未来都市」として選定するとともに、特に先導的な取組を「自治体SDG s モデル事業」として選定しています。

●ジャパンSDG s アワード

SDG s 達成に向けた企業・団体等の取組を促し、オールジャパンの取組を推進するために、SDG s 達成に資する優れた取組を行っている企業・団体等（民間企業、NPO・NGO、地方自治体、学術機関、各種団体等）を、SDG s 推進本部として選定し、表彰しています。

●地方創生SDG s 官民連携プラットフォーム

SDG s が示す多様な目標の追求は、地方自治体における諸課題の解決に貢献し、地方創生に資するものであると考えられています。また、SDG s の国内実施を促進するためには、広範なステークホルダーとのパートナーシップの深化、とりわけ官民連携が不可欠であることから、こうした認識のもと、SDG s 達成に向けた取組の推進及び、より一層の地方創生につなげることを目的に「地方創生SDG s 官民連携プラットフォーム」が平成30（2018）年8月に設立され、本市も参加しています。

(3) 本市のSDGsに関連するこれまでの取組

京浜工業地帯造成開始から100年にわたり、多様な歴史や文化を持つ人々とともに、国の近代化や経済発展を先導し、発展してきた本市は、その過程で直面した、深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、困難な諸局面を打開するために、市民、事業者、大学・研究機関、行政が連携・協働し、技術や知的資源の開発、人材育成などを行ってきた歴史があります。

また、国連グローバル・コンパクト^{※4}に日本の地方自治体として初めて参加し、その理念を市民、団体、企業等と展開してきたほか、環境と経済の調和と好循環を基調とした持続可能な低炭素社会等をめざす「地球温暖化対策推進基本計画^{※5}」に基づく取組や川崎国際環境技術展^{※6}での技術移転促進による国際貢献、アジア・太平洋の関係者とのSDGsセッションを行うなど、SDGs達成に通じる先導的取組を実践してきました。

現在、地域包括ケアシステム^{※7}の構築やかわさきパラムーブメント^{※8}の取組など、誰一人取り残すことなく多様性を持って誰もが活躍できる社会環境づくりに向けた取組や、臨海部ビジョン^{※9}による将来を見据えた取組、グリーンイノベーション^{※10}、ウェルフェアイノベーション^{※11}など、経済・社会・環境の三側面の統合的な取組による持続可能な社会実現に向けた取組を行ってきたほか、国産木材の利用促進^{※12}による地球温暖化の防止や国土の保全、水ビジネスネットワーク^{※13}による世界の水環境改善をめざす取組、多様性をあらわしたブランドメッセージの発信^{※14}などSDGsと同じ方向性の取組を進めています。

① 川崎市総合計画第2期実施計画への位置づけ

川崎市総合計画第2期実施計画（平成30（2018）年3月）（以下「第2期実施計画」という。）においては、「計画の推進に向けた考え方」の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた施策・事務事業の推進」を掲げています。

住み続けられるまちづくりや経済成長、気候変動対策など、SDGsに掲げる目標は、川崎市総合計画（平成28（2016）年3月）（以下「総合計画」という。）のめざすところと同様の方向性であることから、SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら、各施策・事務事業を実施するとともに、関連の深い分野別計画等との連携を図ることで、SDGs達成に向けた取組の推進を担うと位置づけています。

② 分野別計画等への反映

川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版や川崎市国際施策推進プラン第2期実行プログラム、川崎市一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画、かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン等、総合計画と連動する分野別計画等においても、SDGsを踏まえた策定・改定を行い、SDGs達成に寄与する取組を進めています。

※4 国連グローバル・コンパクト

世界の持続可能な成長を実現するために、国家や国際機関のみでは解決困難な「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野の課題に対する10原則を定め、企業や団体に自発的な参画・取組を促すもので、1999年に当時のアナン国連事務総長が提唱しました。

※5 地球温暖化対策推進基本計画

環境と経済の調和と好循環により、市域の温暖化対策に加え優れた環境技術を活かした地球全体での温暖化対策の貢献に取り組むとともに、平成30(2018)年3月に計画を改定し、地球温暖化対策等が産業振興、防災対策、健康維持等にも寄与する「マルチベネフィット」の視点を活かした取組を進めています。

※6 川崎国際環境技術展

川崎市では、毎年、環境分野における優れた環境技術やノウハウを川崎から国内外に広く情報発信し、出展者・来場者の皆様の市場開拓や販路拡大、新たな人脈形成に繋がる交流の場を提供する国際展示会「川崎国際環境技術展」を開催しています。

※7 地域包括ケアシステム

川崎市では、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づき、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、高齢者をはじめ障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点でケアを必要としない方々を含めた「すべての地域住民」を対象として取組を進めています。

※8 かわさきパラムーブメント

人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念とし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、誰もが自分らしく暮らし、自らの個性や能力などに応じて自己実現を図り、その結果として、一人でも多くの方が社会というチームのメンバーとして活躍できる社会をめざす「かわさきパラムーブメント」を推進しています。

※9 臨海部ビジョン

川崎臨海部を、本市のまちづくりの基本目標のひとつである「力強い産業都市づくり」の中心的な役割を担う地域として、さらには日本の成長を牽引する「産業と環境が高度に調和する地域」として持続的に発展させるため、「臨海部ビジョン」を策定しました。30年後を見据えた臨海部のめざす将来像や、その実現に向けた戦略や取組の方向性を示し、多様な主体と協働で取組を進めています。

※10 グリーンイノベーション

環境技術・環境産業を活かしたサステナブル・シティの創造を基本的な考え方とした「川崎市グリーンイノベーション推進方針」等に基づき、革新的技術の開発・普及に向けた取組や新たな価値の創出、環境配慮行動などが市民生活や事業活動に浸透していく経済・社会のグリーン化を推進しています。

※11 ウェルフェアイノベーション

産業と福祉の融合による新たな活力と社会的価値を創造する「ウェルフェアイノベーション」を推進するため、約300の企業・団体等が参画するフォーラムの運営のほか、福祉課題を解決する異業種間連携等の「新たな製品・サービスの創出に向けたプロジェクト」や、本市独自の福祉製品認証基準である「かわさき基準(KIS)」認証を通じた製品の活用促進等を進めています。

※12 国産木材の利用促進

有識者や設計、建設、林業、資材メーカー、行政団体等で構成する「川崎市木材利用促進フォーラム」を設置し、公共建築物や市内の民間建築物等における国産木材の利用促進・普及を図り、地球温暖化の防止、国土の保全等に貢献する取組を進めています。

※13 水ビジネスネットワーク

官民連携により、水ビジネスを通じた世界の水環境改善への貢献をめざしたプラットフォームである、「かわさき水ビジネスネットワーク」を通じ、世界の水環境改善をめざす取組を進めており、対象国・地域において水ビジネスに対する支援を行っています。

※14 ブランドメッセージの発信

川崎の新しい未来への可能性を広げていく意味を込め、多様性や自由をあらわしたブランドメッセージを策定しています。

2 策定の目的（趣旨）

地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル経済のもとでは、経済危機や気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題がグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代になってきています。また、2030 アジェンダや国の実施方針において、こうした課題の解決を図るためには、地方自治体がSDGs達成に向けた不可欠な主体でありパートナーであると位置づけられており、地方自治体による積極的な取組が求められています。

こうした経済成長や気候変動対策といったSDGsの課題は、本市を取り巻く課題と共通するものが多く、解決に向けた取組が重要となります。これまでも1（3）のとおり、SDGsと同じ方向性の取組を進めてきたところですが、本市の将来にわたる持続的な発展を図る上では、引き続き本市自らが積極的にSDGs達成に寄与する取組を進めていく必要があることから、SDGsの推進に関する基本的な方針を定めます。

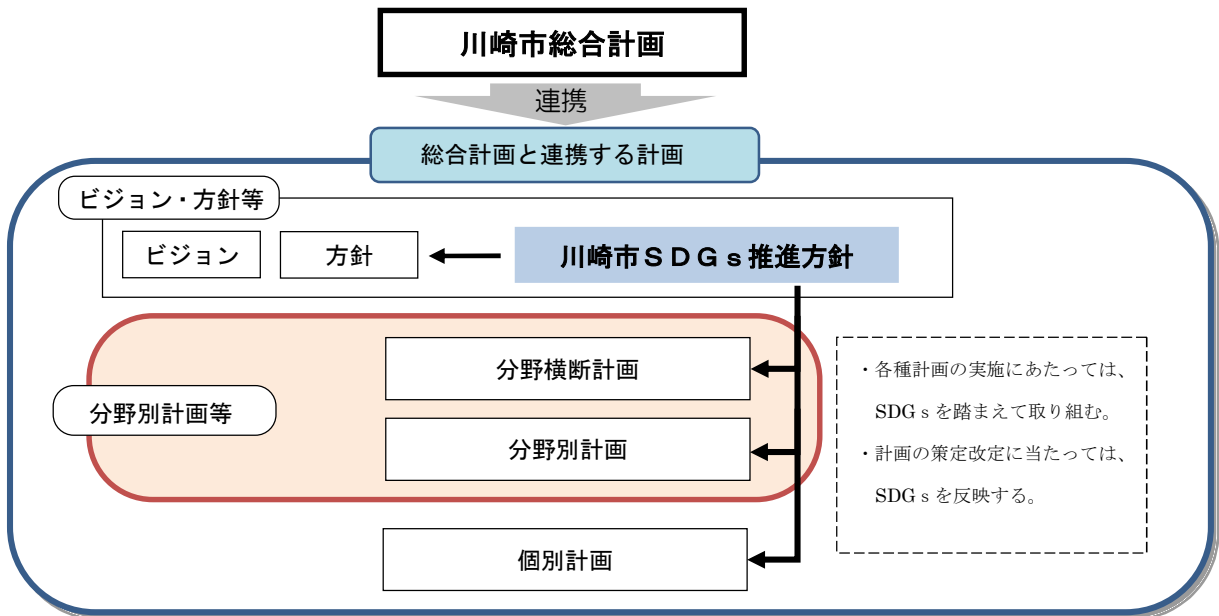
第2章 SDG sの推進に向けた基本的な考え方

1 方針策定の考え方

本方針については、SDG sが総合計画の基本構想に掲げるめざすべき都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸^{※15}のまち かわさき」と同様の方向性であることから、総合計画を推進することを基本に、本市としてSDG s達成に寄与する取組を進める上での考え方を取りまとめます。このため、本方針は、国の取組等を踏まえつつ、総合計画と連動させた内容で構成することとします。

※15 「最幸」とは、川崎を幸せあふれる「最も幸福なまちにしていきたい」という思いを込めて使用しています。

【本方針と総合計画等との関係】



2 SDG sの推進に向けた姿勢

国の実施指針においては、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」とされています。

本市においても、SDG sの理念や国の動向等を踏まえながら各施策・事務事業を実施することで、全庁をあげてSDG s達成に寄与する取組を推進します。

各施策・事務事業を進めるにあたっては、職員一人ひとりがSDGsの趣旨を十分に理解した上で、持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないことなどを強く意識した取組を進めるとともに、各施策・事務事業の連携や市民、企業、団体等の多様なステークホルダーとの連携を図ることにより、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上をめざした取組を推進します。

3 方針の期間

SDGsが平成42(2030)年をめざした目標であることから、取組期間を平成42(2030)年までとします。なお、本方針は総合計画と連動した内容で構成していることから、川崎市総合計画第3期実施計画の策定に合わせ、本方針の見直しを検討します。

4 基本目標と基本的な方向

(1) 基本目標

1の考え方を踏まえ、本方針の基本目標や基本的な方向については、総合計画の理念や基本目標、基本計画等を踏まえて位置づけることとします。

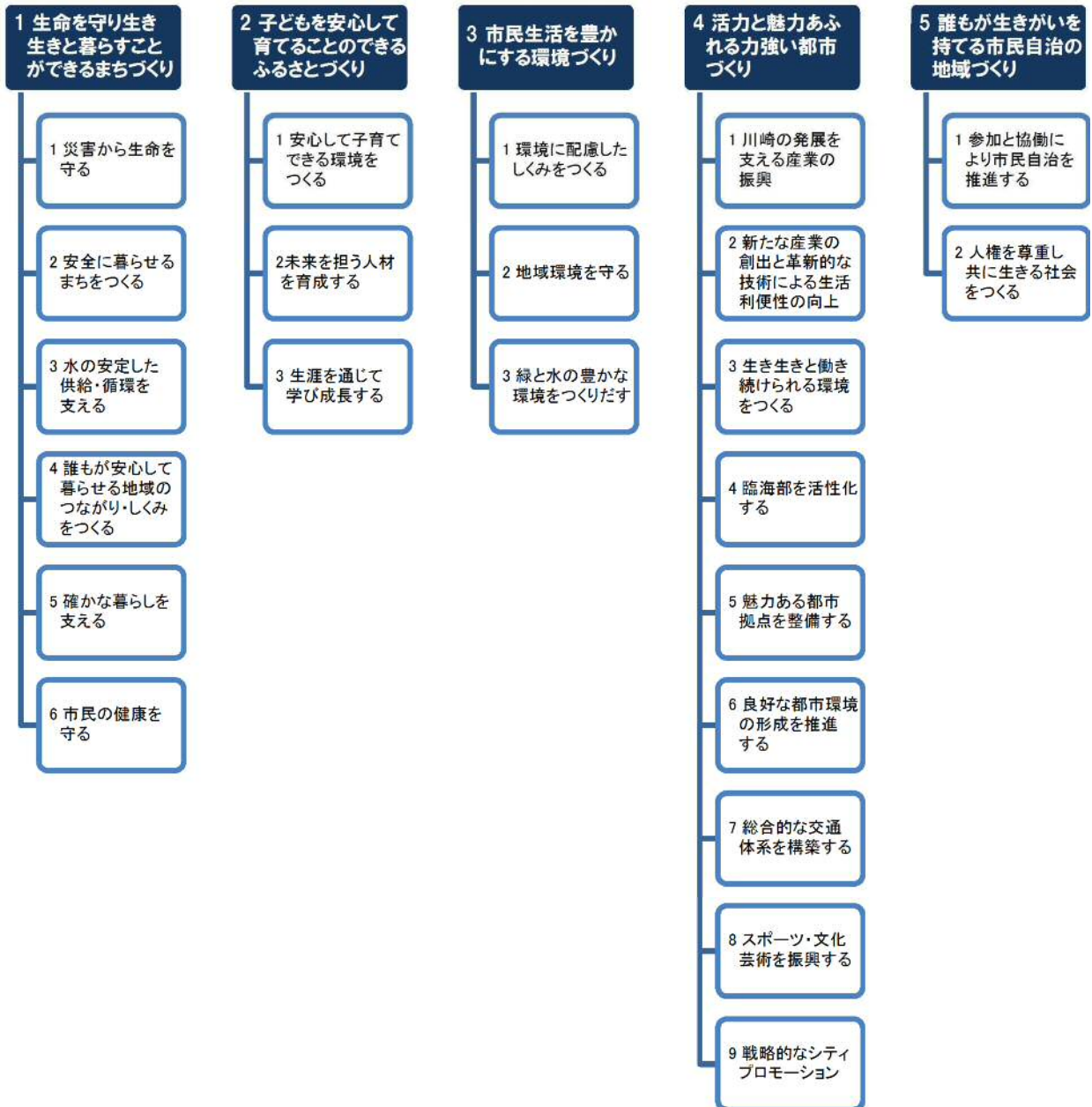
具体的には、総合計画の基本構想に掲げるめざすべき都市像とその実現に向けたまちづくりの基本目標を踏まえ、次のとおり本方針の基本目標を定めます。

- | | |
|---------------|---------------|
| 【基本目標】 | 1. 安心のふるさとづくり |
| | 2. 力強い産業都市づくり |

(2) 基本的な方向

総合計画では、基本構想に定めためざす都市像や基本目標、5つの基本政策を体系的に推進するために、基本計画において、23の政策及びその方向性を定めています。基本計画は、中期の具体的な取組(施策や事務事業)を定める実施計画の方向性を示すものであることから、本市がSDGs達成に寄与する取組を推進する上での方向性にもなります。よって、本方針の基本的な方向を総合計画の基本計画に定める23の政策とします。

【総合計画の5つの基本政策と23の政策】



第3章 川崎市総合計画とSDGsとの対応

SDGs達成に寄与する取組を着実に進めるために、総合計画の23の政策及び73の施策と、SDGsの17のゴール及び169のターゲットとの対応を次に示します。

なお、169のターゲットは、国連で採択された地球規模の内容であります。各施策における目標や取組と方向性が同様であり、関連性のあるターゲットについては、SDGs達成に寄与する施策と対応するものとして記載しています。また、関連するターゲットが無い場合でも、ゴールの内容と方向性が同様である施策については、その対応を示しています。

【対応表の見方について】



政策1-1 災害から生命を守る				
施策名	方向性	SDGsとの対応		
		ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ●「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフト両面からの防災・減災対策の推進 ●地域防災力の更なる強化を目的とした、市民への効果的な啓発や実践的な防災訓練の充実など、災害時に実効性のある取組の推進 ●全職員一丸となった防災対策を推進するための、職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進 ●市民の防災意識を高め、「備えていない人が備えていく」ための環境づくりと、「防災から始まる、力強いまち」の実現に向けた危機管理体制の充実 	    	1. 5 9. 1 11. 5 11. 7 11. b 13. 1 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策管理運営事業 ・地域防災推進事業 ・防災施設整備事業 ・公園防災機能向上事業 ・本庁舎等建替事業 ・港湾施設改修(防災・減災) ・海岸保全施設維持整備事業 ・水防業務 	
第2期実施計画における施策の方向性を記載	施策と対応するSDGsのゴール及びターゲット*を記載 <small>* 内容は巻末の「参考資料2」に記載</small>	第2期実施計画の事務事業のうち、左記のゴールやターゲットに関連する事務事業を記載		






政策1-1 災害から生命を守る

施策名		SDGsとの対応		
方向性	SDGsとの対応			
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業	
1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ●「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフト両面からの防災・減災対策の推進 ●地域防災力の更なる強化を目的とした、市民への効果的な啓発や実践的な防災訓練の充実など、災害時に実効性のある取組の推進 ●全職員一丸となった防災対策を推進するための、職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進 ●市民の防災意識を高め、「備えていない人が備えていく」ための環境づくりと、「防災から始まる、力強いまち」の実現に向けた危機管理体制の充実 	    	1.5 9.1 11.5 11.7 11.b 13.1 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策管理運営事業 ・地域防災推進事業 ・防災施設整備事業 ・公園防災機能向上事業 ・本庁舎等建替事業 ・港湾施設改修（防災・減災）事業 ・海岸保全施設維持整備事業 ・水防業務 	
1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進				
<ul style="list-style-type: none"> ●不燃化重点対策地区における各種補助事業等の推進による建築物の不燃化の促進 ●火災延焼リスクの高い地区における減災対策に向けた地域住民との協働による防災まちづくりの推進 	 	11.5 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・防災都市づくり基本計画推進事業 ・防災市街地整備促進事業 ・防災まちづくり支援促進事業 	
1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ●「耐震改修促進計画」に基づく特定建築物や住宅の耐震化の促進 ●大規模盛土造成地における震災被害軽減に向けた取組などによる宅地の耐震化の推進 ●「橋梁耐震化計画」に基づく計画的な橋りょう耐震対策の推進 	  	1.5 9.1 11.5	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物耐震対策事業 ・木造建築物耐震対策事業 ・民間マンション耐震対策事業 ・宅地防災対策事業 ・耐震対策等橋りょう整備事業 	





施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-1-4 消防力の総合的な強化			
<ul style="list-style-type: none"> ●消防力の基盤となる防災活動拠点の整備等による消防体制の充実強化 ●大規模災害やテロ・NBC災害*等の各種災害を見据えた災害対応能力の向上 ●消防団活動の充実強化や町内会等との連携による地域防災力の向上 <p>*核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害</p>	  	11. b 13. 1 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署所改築事業 ・消防指令体制整備事業 ・消防艇管理事業 ・ヘリコプター整備事業 ・消防団関係事業 ・警防活動事業 ・耐震性貯水槽建設事業 ・危険物施設等規制事業 ・消防車両等管理業務 ・救急車両管理業務 ・庁舎等整備事業 ・警防資器材等管理業務 ・救助活動事業 ・活動計画・出場計画に関する業務 ・特殊災害対策業務 ・航空関係業務
1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●河川改修等の計画的な整備推進 ●市民防災意識の向上などソフト対策と連携した取組の推進 	  	1. 5 11. 5 13. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・河川計画事業 ・五反田川放水路整備事業 ・河川改修事業 ・河川施設更新事業






政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-2-1 防犯対策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●防犯設備の設置促進による安全・安心な生活環境の整備 ●多様な主体と連携した防犯対策による地域の防犯力の強化 ●消費者被害の未然防止に向けた関係機関との連携による取組の推進 	 	16. 4 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策事業 ・消費生活相談情報提供事業

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-2-2 交通安全対策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故防止に向けたライフステージごとの啓発の推進 ●歩道、交差点及び道路安全施設の継続的な整備 ●地域の実情に応じた駐輪場の整備や駐輪場への誘導と放置自転車の撤去活動の実施 		3.6	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全推進事業 ・安全施設整備事業
1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●ソフト・ハード両面からのバリアフリーの取組の推進 ●誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及の促進 ●鉄道駅の安全性・利便性の確保に向けたホームドア等整備の促進及び片側改札駅の改良の推進 		11.2 11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン推進事業 ・バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業 ・ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業 ・南武線駅アクセス向上等整備事業 ・鉄道駅ホームドア等整備事業 ・福祉のまちづくり普及事業
1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理			
<ul style="list-style-type: none"> ●予防保全の考え方による計画的な維持管理の推進 ●適切な維持管理による施設等の長寿命化の推進 ●道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道路台帳図のデジタル化の推進 	  	11.7 12.7 16.5	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な道路施設補修事業 ・公共事業の適正化推進事業











政策1-3 水の安定した供給・循環を支える





施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上			
<ul style="list-style-type: none"> ●経年化した水道施設・管路の更新及び耐震化の推進 ●配水池・配水塔と市立小中学校への開設不要型応急給水拠点の整備 ●良質で安全な水の安定供給に向けた水質管理の徹底 ●経年化した工業用水道施設・管路の更新・耐震化及び主要管路の更新に向けた検討 	   	6.1 6.4 6.5 7.2 9.1 11.5	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施設の更新・耐震化事業 ・送・配水管の更新・耐震化事業 ・給水管の更新事業 ・水道水質の管理業務 ・工業用水道施設の整備事業 ・水道・工業用水道事業の危機管理対策事業 ・水道・工業用水道事業における環境施策の推進事業

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成			
<ul style="list-style-type: none"> ●下水道の管きよ・施設の地震対策の推進 ●重点化地区等における浸水対策の推進 ●水処理センターの高度処理化の推進 ●下水道法施行令への対応に向けた合流式下水道の改善 ●下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進とアセットマネジメントの導入 	       	1.5 3.9 6.2 6.3 7.2 9.1 11.5 13.1 14.1	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の管きよ・施設の地震対策事業 ・浸水対策事業 ・高度処理事業 ・合流式下水道の改善事業 ・下水道の管きよ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業 ・下水道水質管理・事業場指導業務 ・下水道事業の危機管理対策事業 ・下水道事業における環境施策の推進事業


政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる



施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-4-1 総合的なケアの推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりの更なる推進 ●地域包括ケアシステムの必要性や「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の地域全体での共有 ●地域資源の活用によるセルフケア意識の醸成や地域の支え合い・助け合いなど、日常生活支援・介護予防の取組の推進 ●医療・看護・介護の連携による地域における包括的かつ継続的な在宅療養のしくみづくりの推進 	    	10. 4 11. 7 16. b 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム推進事業 ・介護予防事業 ・認知症高齢者対策事業 ・在宅医療連携推進事業 ・福祉センター再編整備事業 ・地域見守りネットワーク事業 ・災害救助その他援護事業 ・民生委員児童委員活動育成等事業 ・自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 ・権利擁護事業 ・社会福祉法人指導監査等業務 ・地域包括支援センターの運営 ・障害者相談支援事業 ・社会福祉協議会との協働・連携 ・戦没者遺族等援護 ・社会福祉審議会の運営 ・更生保護事業 ・地域福祉施設の運営 ・地域福祉計画推進事業 ・日本赤十字社に関する業務
1-4-2 高齢者福祉サービスの充実			
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み慣れた地域や本人が望む場所で安心して暮らし続けることができる、質の高い介護サービス基盤の整備とサービスの着実な提供 ●老朽化した高齢者福祉施設の長寿命化や、建て替えに合わせた再編・統合、公設施設の運営手法等の見直しなどによる、介護サービスの提供基盤の確保 ●専門性を有する介護人材が、質の高いケアを継続して提供できるよう、限られた人的資源の効率的・効果的な活用 	   	10. 4 11. 7 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材確保対策事業 ・介護サービスの基盤整備事業 ・ひとり暮らし支援サービス事業 ・介護保険事業 ・かわさき健幸福寿プロジェクト ・高齢者住宅対策事業 ・高齢者生活支援サービス事業 ・高齢者音楽療法推進事業 ・高齢者緊急一時入所事業 ・高齢者保健福祉計画推進事業 ・在宅福祉・医療サービスの推進事業 ・川崎市老人福祉施設事業協会の運営 ・民間老人福祉施設入所者処遇改善及び施設振興 ・養護・軽費老人ホームの運営 ・老人保護措置

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり			
<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな経験や知識を有する高齢者の地域づくりへの参加や、高齢者の生きがい、健康づくりを支援するしくみや環境の整備 ●子どもから高齢者までの多世代による日常的な交流を促進し、あらゆる世代の多様な人材が活動する地域コミュニティの拠点づくりに向けた取組の実施 	  	4.7 10.4 11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者外出支援事業 ・高齢者就労支援事業 ・生涯現役対策事業 ・いこいの家・いきいきセンターの運営 ・外国人高齢者支援事業 ・老人クラブ育成事業 ・老人福祉普及事業
1-4-4 障害福祉サービスの充実			
<ul style="list-style-type: none"> ●行政と民間事業者等との役割分担と連携のもと、ライフステージや障害の状況に合わせた支援体制の構築 ●障害者の地域生活の支援に向けた、居宅支援や短期入所、日中通所などのサービスの提供や、地域における住まいの基盤の整備 ●老朽化した障害児者福祉施設の長寿命化や、建替えに合わせた再編・統合、公施設等の運営手法等の見直しなどによる、障害福祉サービスの提供基盤の確保 	  	10.4 11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの基盤整備事業 ・障害者日常生活支援事業 ・障害児施設事業 ・障害者福祉用具等支給・貸与事業 ・発達障害児・者支援体制整備事業 ・地域療育センターの運営 ・ノーマライゼーションプラン推進事業 ・障害者支援制度実施事業 ・井田地区福祉施設再編整備事業 ・施設障害福祉サービス事業 ・精神科救急医療対策事業 ・難病患者相談研修支援事業 ・難病患者等居宅生活支援事業
1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進			
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が就労することで社会的・経済的に自立し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害者雇用を取り巻く環境の変化に対応した取組の推進 ●多様な主体が連携して、さまざまなイベントや場面などをとらえた共生社会に向けた取組の推進 	   	8.5 10.2 10.3 10.4 11.7 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援事業 ・障害者社会参加促進事業 ・障害者の移動手段の確保対策事業 ・社会的ひきこもり対策事業 ・コミュニケーション支援事業 ・障害者手当等支給事業 ・精神保健事業 ・心神喪失者等医療観察制度への対応事業 ・心身障害者福祉事業基金事業 ・障害者団体育成等事業 ・地域活動支援センター事業 ・精神保健福祉センターに関する業務 ・精神保健福祉対策事業 ・日常生活用具等給付事業 ・障害者更生相談所運営事業

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられる住まい・住まい方の構築 ●既存住宅の活用強化と流通促進に向けた誘導、高経年の住宅地や団地型マンションの維持・再生に向けた支援の推進 ●重層的な住宅セーフティネットの構築に向けた市営住宅の活用と居住支援協議会の適切な運営 	 	11.1 11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅政策推進事業 ・高齢者等に適した住宅供給推進事業 ・住宅・マンション良質化支援推進事業 ・住情報提供推進事業 ・民間賃貸住宅等居住支援推進事業 ・市営住宅等ストック活用事業 ・市営住宅等管理事業
1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり			
<ul style="list-style-type: none"> ●地域団体・企業等の多様な主体と連携しながら、介護予防の取組と一体となった、生涯を通じた主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりの推進 ●「がん」の早期発見・早期治療に向けたがん検診の受診率向上と、生活習慣の改善等がんにならないための取組の推進 	 	3.4 3.5 3.a 10.4	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診等事業 ・生活習慣病対策事業 ・健康づくり事業 ・食育推進事業 ・国民健康保険特定健康診査等事業 ・保健所管理運営事業 ・後期高齢者健診事業





政策1-5 確かな暮らしを支える

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営			
<ul style="list-style-type: none"> ●国の制度改革への対応や医療費の適正化を図りながら、国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定的かつ持続的な運営を確保 ●県から移譲される難病関連事務の円滑な実施と公平かつ安定的な助成制度等の整備 		3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業 ・後期高齢者医療事業







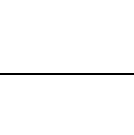


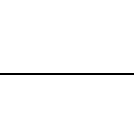
施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-5-2 自立生活に向けた取組の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●真に保護が必要な人に対する最低限度の生活の保障と、就労など自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組の推進 ●生活保護受給世帯の子どもの自立を支援するための取組として、「貧困の連鎖防止」に向けた学習支援の実施 ●生活保護に至る前の生活困窮者に対する社会的・経済的自立に向けた就労・生活支援の実施 	 	1.1 1.2 1.3 2.1	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護自立支援対策事業 ・生活保護業務 ・生活困窮者自立支援事業 ・中国残留邦人生活支援事業 ・民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興 ・明るい町づくり対策 ・福祉資金貸付事業

政策1-6 市民の健康を守る

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-6-1 医療供給体制の充実・強化			
<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関における必要な病床機能の確保や、地域の医療機関の機能分担・連携による医療供給体制の充実 ●資質の高い看護人材の養成や看護職員の市内医療機関等への定着促進と、安定的な看護師の養成・確保に向けた取組の推進 ●緊急性の高い傷病者に対する確実な救急医療資源の提供 ●救急車の適正利用の促進や救急需要の高まりにあわせた救急体制の整備 	 	3.1 3.2 3.5 11.b	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療救護対策事業 ・救急医療体制確保対策事業 ・医務・薬務事業
1-6-2 信頼される市立病院の運営			
<ul style="list-style-type: none"> ●三次救急を中心とした救急医療体制の強化など、今後の医療需要を見据えた川崎病院の医療機能再編整備の推進 ●川崎南部医療圏で初めてとなる PET-CT の導入など、がん診療機能等の強化・拡充 ●地域医療機関との連携、機能分担の推進や、地域包括ケアシステム・地域医療構想を踏まえた取組の推進 ●安定的かつ継続的な医療提供体制づくりの推進 	 	11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎病院の運営 ・井田病院の運営 ・多摩病院の運営管理









施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保			
<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等への対応など、感染症の発生予防とまん延の防止に向けた取組の推進 ● 動物愛護センターの供用を開始し、ボランティアや市民団体等の多様な主体と連携・協働しながら、人と動物が共生する社会の実現に向けた取組の推進 	 	 	2.1 3.3 3.8 3.d 6.1 11.7 ・ 予防接種事業 ・ 感染症対策事業 ・ 食品安全推進事業 ・ 公衆衛生等に関する試験検査等業務 ・ 動物愛護管理事業 ・ 環境衛生事業 ・ 葬祭場管理運営事業

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における親子で遊べる場づくりや、互いに支え合う子育て援助活動など子育て家庭を地域社会全体で支える取組の推進 ● 小児医療費助成制度の運用状況の分析及び検証を踏まえた事業の推進 	 	 	1.2 3.8 4.2 11.7 ・ 地域子育て支援事業 ・ 小児医療費助成事業 ・ 児童手当支給事業 ・ 児童福祉施設等の指導・監査
2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ● 保育需要の高まりに対応するための多様な手法による保育受入枠確保の継続 ● 保育所の新設整備等に伴い、新たに必要となる保育人材確保に向けた取組の充実 ● 公立保育所を拠点とした保育の質の維持・向上と地域における子育て支援の充実 ● 一時預かりの拡大や認定こども園への移行など、幼稚園における就労家庭児の受入れの推進 	  	  	1.2 4.2 11.7 ・ 待機児童対策事業 ・ 認可保育所整備事業 ・ 民間保育所運営事業 ・ 公立保育所運営事業 ・ 認可外保育施設支援事業 ・ 幼児教育推進事業 ・ 保育士確保対策事業 ・ 保育料対策事業

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
2-1-3 子どものすこやかな成長の促進			
<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援の継続 ●児童数の増加に対応した、小学生が放課後等において安全・安心に過ごせる場づくりの推進 ●こども文化センターと老人いこいの家の連携による多世代交流の促進 	     	1.2 2.2 3.1 3.2 3.7 3.8 4.2 4.a 5.6 11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦・乳幼児健康診査事業 ・母子保健指導・相談事業 ・青少年活動推進事業 ・こども文化センター運営事業 ・わくわくプラザ事業 ・青少年教育施設の管理運営事業
2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり			
<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待の未然防止や早期発見のための子育て支援や専門的な支援の推進 ●ひとり親家庭の自立の促進に向けた生活・子育て・就業支援等の総合的な取組の推進 ●子どもの貧困対策の視点から、さまざまな分野が連携した総合的な子ども・若者への支援の推進 ●地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支えるしくみの構築 	      	1.2 1.3 2.1 3.8 4.3 5.2 11.7 16.1 16.2	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策事業 ・児童相談所運営事業 ・里親制度推進事業 ・児童養護施設等運営事業 ・ひとり親家庭の生活支援事業 ・女性保護事業 ・子ども・若者支援推進事業 ・小児ぜん息患者医療費支給事業 ・小児慢性特定疾病医療等給付事業 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・災害遺児等援護事業

政策2-2 未来を担う人材を育成する


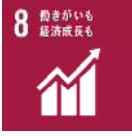






施策名		SDGsとの対応				
方向性	ゴール		ターゲット	関連する事務事業		
2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進						
<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の推進 ● 「分かる」が実感できる授業づくりの充実による学力の更なる向上 ● 小学校における外国語教育の教科化など、学習指導要領改訂への適切な対応 ● 小中9年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用した更なる食育の充実 	 	 	 		3.5 3.d 4.1 4.4 4.6 4.7 5.1 8.6 10.2 12.3 12.8 16.1 16.2	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア在り方生き方教育推進事業 ・学力調査・授業改善研究事業 ・きめ細やかな指導推進事業 ・英語教育推進事業 ・理科教育推進事業 ・小中連携教育推進事業 ・読書のまち・かわさき推進事業 ・子どもの音楽活動推進事業 ・人権尊重教育推進事業 ・多文化共生教育推進事業 ・子どもの体力向上推進事業 ・健康教育推進事業 ・健康給食推進事業 ・教育の情報化推進事業 ・魅力ある高校教育の推進事業 ・道徳教育推進事業 ・学校教育活動支援事業
2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応						
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害の有無に関わらずすべての子どもが共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築 ● 一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細やかな支援を実施するための校内支援体制の構築 ● 福祉部門等との連携強化など、教育分野における子どもの貧困対策の推進 	 				1.2 4.1 4.3 4.5 4.6 4.a 8.6	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進事業 ・共生・共育推進事業 ・児童生徒支援・相談事業 ・教育機会確保推進事業 ・海外帰国・外国人児童生徒相談事業 ・就学等支援事業
2-2-3 安全で快適な教育環境の整備						
<ul style="list-style-type: none"> ● 登下校時の交通事故減少をめざした交通危険か所対策の推進 ● 「学校施設長期保全計画」に基づく取組の着実な推進 ● 児童生徒・保護者からのニーズを踏まえた学校トイレ改修の加速化 ● 地域ごとの児童生徒数の動向を踏まえた良好な教育環境整備の推進 	 				3.6 4.1 4.6 4.a 11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全推進事業 ・学校施設長期保全計画推進事業 ・学校施設環境改善事業 ・学校施設維持管理事業 ・児童生徒増加対策事業

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
2-2-4 学校の教育力の向上			
<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな教育課題への対応力向上を図るための学校運営体制の再構築 ●教職員の長時間勤務の解消に向けた、学校における働き方・仕事の進め方改革の推進 	 	4.1 4.6 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・地域等による学校運営への参加促進事業 ・区における教育支援推進事業 ・地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 ・教職員研修事業 ・教職員の選考・人事業務 ・学校業務マネジメント支援事業 ・教育研究団体補助事業

政策2-3 生涯を通じて学び成長する

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
2-3-1 家庭・地域の教育力の向上			
<ul style="list-style-type: none"> ●福祉部門や企業等と連携した情報提供など、これまで支援の場への参加機会が少なかった家庭の参加促進 ●地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けた取組の推進 	 	4.a 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援事業 ・地域における教育活動の推進事業 ・地域の寺子屋事業
2-3-2 自ら学び、活動するための支援			
<ul style="list-style-type: none"> ●地域におけるつながりや、社会参加・生きがいを促進するための、市民の主体的な学び・活動への支援の充実 ●市民館や図書館等のサービス向上や、老朽化対策など、市民の生涯学習を支える環境整備の推進 ●市民に身近な活動の場としての、学校施設の更なる活用の推進 	 	4.7 4.a 11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育振興事業 ・図書館運営事業 ・生涯学習施設の環境整備事業

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる







施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ● パリ協定や国の地球温暖化対策計画を踏まえた、温室効果ガス排出量の更なる削減に向けた取組の推進 ● 「環境」と「経済」の視点に加え、防災対策など多様な課題の解決にも貢献する視点を重視した取組の推進 	        	4.7 7.2 7.3 7.a 7.b 8.2 8.4 9.4 9.b 11.6 11.7 12.6 12.7 12.8 12.a 13.1 13.3 14.3 17.6 17.7 17.9 17.16 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策事業 ・環境エネルギー推進事業 ・次世代自動車等普及促進事業 ・グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業 ・環境教育推進事業 ・環境パートナーシップかわさき事業 ・エコオフィス推進事業 ・環境総合研究所環境教育推進事業 ・国際環境技術連携事業 ・都市環境研究事業 ・産学公民連携事業 ・国際連携・研究推進事業

政策3-2 地域環境を守る

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
3-2-1 地域環境対策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●環境基準等の達成維持及び更なる改善に向けた工場・事業場への監視・指導と、事業者の自主的な取組の促進 ●多様な主体との広域連携等による空気や水などの地域環境対策の推進 	      	3.9 6.3 7.3 11.6 12.4 12.8 14.1 14.2 15.1 15.5	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止対策事業 ・有害大気汚染物質対策事業 ・環境大気常時監視事業 ・自動車排出ガス対策事業 ・水質汚濁防止対策事業 ・土壌汚染対策事業 ・大気環境調査研究事業 ・地盤沈下・地下水保全事業 ・水環境調査研究事業 ・生物学的調査研究事業 ・化学物質適正管理推進事業 ・P R T R推進事業 ・ダイオキシン類対策事業 ・環境リスク評価研究事業 ・環境化学物質研究事業 ・騒音振動対策事業 ・交通騒音・振動対策事業 ・悪臭防止対策事業 ・公害企画調整事務 ・公害防止資金融資事業 ・環境情報システム運営事業
3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進 ●安定性・安全性を確保した効率的・効果的な廃棄物処理事業の推進 	    	6.3 9.4 11.6 11.7 12.3 12.5 12.8 14.1	<ul style="list-style-type: none"> ・減量リサイクル推進事業 ・事業系ごみ減量化推進事業 ・資源物・ごみ収集事業 ・資源物・ごみ処理事業 ・廃棄物企画調整事業 ・余熱利用市民施設・橋RCC運営事業 ・産業廃棄物指導・許可等事業 ・し尿処理事業



政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成			
<ul style="list-style-type: none"> ●市民や事業者との協働による緑豊かなまちづくりに向けた取組の推進 ●身近な公園のルールづくりなど、地域が主体となる公園緑地づくりの推進 ●民間の発想や運営ノウハウを活用したパークマネジメントの取組の推進 	 6 安全な水とトイレを世界中に  11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任 つかう責任  15 陸の豊かさも守ろう  17 パートナシップで目標を達成しよう	6. 6 11. 7 12. 8 15. 1 15. 2 15. 3 15. 4 15. 5 15. 6 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑化推進事業 ・市民 100 万本植樹運動事業 ・生物多様性推進事業 ・身近な公園緑地等の管理運営事業 ・緑のボランティアセンター事業
3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●公園や地域の特色を活かしたテーマ性のある公園緑地づくりの推進 ●周辺のまちづくりと連携した大規模公園緑地の整備推進 ●予防保全型の維持管理など公園施設の適切な維持管理の推進 	 11 住み続けられるまちづくりを  15 陸の豊かさも守ろう  17 パートナシップで目標を達成しよう	11. 7 15. 4 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見公園整備事業 ・等々力緑地再編整備事業 ・生田緑地整備事業 ・魅力的な公園整備事業 ・市営霊園の整備 ・公園施設長寿命化事業 ・河川環境整備事業 ・夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業 ・菅生緑地整備事業 ・公園緑地維持管理事業 ・公園緑地の適正管理
3-3-3 多摩丘陵の保全			
<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな制度を活用した緑地保全の取組の推進 ●市民等による効果的な緑地・里山の保全・活用の推進 	 11 住み続けられるまちづくりを  15 陸の豊かさも守ろう  17 パートナシップで目標を達成しよう	11. 7 15. 2 15. 4 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全事業 ・里山再生事業 ・保全緑地管理事業 ・多摩・三浦丘陵広域連携事業

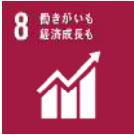


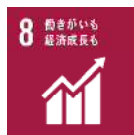





施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進 ●多様な主体との連携による、市民が「農」にふれる場の提供促進 ●都市農業に対する理解の促進に向けた効果的なPRの実施 	  	2.4 11.7 12.8	<ul style="list-style-type: none"> ・農環境保全・活用事業 ・農業体験提供事業
3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組の推進 ●市民との協働や流域自治体等との連携による多摩川の魅力向上に向けた取組の推進 	  	6.6 11.7 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川プラン推進事業 ・多摩川市民協働推進事業 ・多摩川緑地維持管理事業


政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化			
<ul style="list-style-type: none"> ●市内企業の海外へのビジネス展開に向けた支援の実施 ●医療機器や環境などの成長分野における海外販路開拓の支援の実施 ●水関連企業の海外展開支援による上下水道分野の国際展開の推進 	      	6. a 7. a 7. b 8. 2 8. 4 9. 2 9. 4 9. a 9. b 11. 6 12. 5 17. 7 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・国際環境産業推進事業 ・上下水道分野における国際展開推進事業
4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成			
<ul style="list-style-type: none"> ●商店街等が抱える課題解決を通じた魅力と活力のある商業地域の形成 ●商店街の魅力を高めるイベント開催等への支援による魅力あるまちづくりの推進 ●持続可能な卸売市場の構築や国の動向を踏まえた機能強化に向けた取組の推進 	  	2. c 11. 7 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場の管理運営事業 ・地域連携事業 ・まちづくり連動事業
4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成			
<ul style="list-style-type: none"> ●市内中小企業の活性化に向けた経営力・技術力強化、生産性向上のための支援の推進 ●知的財産交流の推進による市内中小企業の新事業展開の促進 ●中小製造業の操業環境整備への支援の推進 	  	8. 2 8. 3 9. 2 11. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産戦略推進事業 ・ものづくり中小企業経営支援事業 ・中小企業融資制度事業 ・川崎市産業振興財団運営支援事業

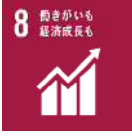


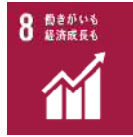

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化			
<ul style="list-style-type: none"> ●都市農業の振興に向けた多様な担い手の育成・確保の推進 ●農業者の経営改善のための技術・経営支援の実施 ●企業や大学等との連携による新たな農業価値創造に向けた取組の推進 	 	2.3 2.4 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営支援・研究事業 ・多様な連携推進事業

政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上



施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進			
<ul style="list-style-type: none"> ●開業率の向上に向けた、市内での起業促進 ●「かわさき新産業創造センター」を拠点とした、新産業の創出に挑戦する市内ベンチャー企業等に対する成長支援の推進 	 	8.2 8.3	<ul style="list-style-type: none"> ・起業化総合支援事業 ・新産業創造支援事業
4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援			
<ul style="list-style-type: none"> ●超高齢社会を見据えた新たなライフスタイル等の創造・発信に向けたウェルフェアイノベーションの更なる推進 ●新たな福祉製品・サービスの創出・活用のための「かわさき基準」の一層の推進 ●コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの起業や就業、経営支援の促進 	   	7.a 8.2 8.4 9.2 12.5 12.a	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェルフェアイノベーション推進事業 ・環境調和型まちづくり(エコタウン)推進事業 ・環境調和型産業振興事業
4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化			
<ul style="list-style-type: none"> ●新川崎・創造のもりを拠点としたオープンイノベーションの取組の推進 ●ライフイノベーションの推進に向けた「ナノ医療イノベーションセンター」の運営支援 ●川崎市コンベンションホールにおける民間のノウハウを活用した産業交流の促進 	  	8.2 11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・新川崎・創造のもり推進事業 ・ナノ医療イノベーション推進事業 ・川崎市コンベンションホール管理運営事業



施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
4-2-4 スマートシティの推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●低炭素で持続可能な社会の構築に向けて、多様な主体と連携したスマートシティの取組の推進 ●水素エネルギーの積極的な導入と利活用に向けた「川崎水素戦略」に基づく取組の実施 	    	7.1 7.3 8.4 9.4 9.5 11.6 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートシティ推進事業 ・水素戦略推進事業
4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上			
<ul style="list-style-type: none"> ●行政施設や民間のアクセスポイント・接続アプリケーション等を活用した効率的な「かわさき Wi-Fi」の利用範囲の拡張に向けた取組の推進 ●「かわさきアプリ」の安定的な運用や利用拡大、AI など新たな ICT を活用したサービスの提供に向けた取組の推進 ●電子申請の利用による市民や企業の各種手続きに係る負担の軽減、更なるオープンデータの公開と民間情報を合わせた利活用の推進 ●市役所内部事務の効率化に向けた働き方・仕事の進め方改革や新庁舎建設を見据えた ICT 導入、新たな ICT 活用の取組の推進 ●マイナンバー制度の円滑な運用とマイナンバーカードの利活用に係る取組の推進 	 	16.9 16.10 17.8	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報化推進事業 ・行政情報化推進事業 ・電子申請推進事業

政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる


施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
4-3-1 人材を活かすしくみづくり			
<ul style="list-style-type: none"> ●雇用情勢や社会的ニーズに対応した就業支援の実施 ●「かわさきマイスター」制度をはじめとする技能の振興、継承の取組の推進 	 	8.5 8.6 8.8 11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働対策・就業支援事業 ・技能奨励事業 ・生活文化会館の管理運営事業
4-3-2 働きやすい環境づくり			
<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業における従業員の福利厚生の充実に向けた取組の推進 ●市内事業所でのワークライフバランス等の「働き方改革」の取組の推進 	  	5. b 8.5 11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者福祉対策事業 ・労働会館の管理運営事業

政策4-4 臨海部を活性化する

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●臨海部の持続的発展に向けた臨海部ビジョンに基づく戦略的マネジメントの推進 ●臨海部の持続的発展と日本の成長を牽引する戦略拠点の形成に向けた取組の推進 ●臨海部の交通機能強化を図る交通結節機能やネットワークの強化に向けた取組の推進 ●川崎市民の臨海部に対する誇りや期待感の醸成に向けた取組の推進 	 	8.2 8.3 9.1 9.4 9.5	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部活性化推進事業 ・国際戦略拠点活性化推進事業 ・戦略拠点形成推進事業 ・臨海部交通ネットワーク形成推進事業 ・羽田連絡道路整備事業






施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成			
<ul style="list-style-type: none"> ●国際競争力の強化策として取扱貨物量の増加を図るための取組の推進 ●川崎港の港湾物流機能の強化に向けた取組の推進 ●港湾貨物の円滑な輸送、防災機能の強化等に向けた取組の促進 		9.1	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設整備事業 ・臨港道路東扇島水江町線整備事業 ・東扇島堀込部土地造成事業 ・コンテナターミナル維持・整備事業
4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●臨海部の活性化に向けた、各種イベントの開催や新たな賑わい創出による川崎港の魅力発信 ●川崎港の魅力向上に向けた、港湾緑地の特徴を活かした利用促進策や効率的な管理運営手法の検討 ●市民が快適に利用できる川崎港の形成に向けた美化対策等の推進 		11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾振興事業 ・港湾振興会館管理運営事業 ・川崎港緑化推進事業 ・港湾緑地維持管理事業

政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成			
<ul style="list-style-type: none"> ●川崎駅周辺地区における川崎の玄関口としてふさわしい都市機能の誘導・都市基盤の整備の推進と賑わいの創出等に向けた取組の推進 ●小杉駅周辺地区におけるコンパクトに集積した都市機能の誘導と賑わい等の創出、安全性・利便性の向上に向けた交通基盤の強化の推進 ●新百合ヶ丘駅周辺地区における周辺環境等の変化を見据えた土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化に向けた取組の推進 		11.3	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎駅周辺総合整備事業 ・京急川崎駅周辺地区整備事業 ・小杉駅周辺地区整備事業 ・小杉駅交通機能強化等推進事業 ・新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ● 利便性の高い都市機能の集積や交通結節機能の強化などをめざした市街地開発事業等による地域生活拠点の整備 ● 地域特性に応じた多様な主体との連携による鉄道沿線まちづくりの推進と身近な駅周辺等の整備 		11.3	<ul style="list-style-type: none"> ・新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業 ・溝口駅周辺地区まちづくり推進事業 ・鷺沼駅周辺まちづくり推進事業 ・登戸土地区画整理事業 ・柿生駅周辺地区再開発等事業 ・南武線沿線まちづくり推進事業 ・南武支線沿線まちづくり推進事業

政策4-6 良好な都市環境の形成を推進する

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進			
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域特性を活かした市民参加による「都市計画マスタープラン」区別構想の改定等の取組の推進 ● 持続可能なまちをめざした良好な市街地環境の形成や環境に配慮した建築物の普及促進 	  	7.3 11.3 15.2	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン等策定・推進事業 ・優良建築物等整備事業 ・建築物環境配慮推進事業 ・低炭素建築物支援事業 ・木材利用促進事業
4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ● 景観をめぐる社会環境の変化に対応した個性と魅力あふれる良好な都市景観形成の推進 ● 良好な住環境形成に向けた住民発意の地区まちづくり活動への支援の推進 	 	11.3 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観形成推進事業 ・地区まちづくり推進事業




政策4-7 総合的な交通体系を構築する

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
4-7-1 広域的な交通網の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道事業者や周辺自治体等との連携による鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進 ●本市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの形成に向けた取組の推進 		11.2 11.a	<ul style="list-style-type: none"> ・総合交通計画調査事業 ・広域幹線道路整備促進事業 ・川崎縦貫道路の整備事業
4-7-2 市域の交通網の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●効率的・効果的な幹線道路等の整備の推進 ●連続立体交差事業の計画的な推進 		11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・道路計画調査事業 ・道路改良事業 ・渋滞対策事業 ・橋りょう整備事業 ・京浜急行大師線連続立体交差事業 ・JR南武線連続立体交差事業
4-7-3 身近な交通環境の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●路線バスサービスの充実に向けた取組の推進 ●多様な主体との連携によるコミュニティ交通導入等に対する支援の推進 ●安全・安心な自転車通行環境の整備とまちの魅力向上に資する自転車活用の推進 	  	3.6 11.2 11.7 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交通支援事業 ・コミュニティ交通等支援事業 ・自転車通行環境整備事業
4-7-4 市バスの輸送サービスの充実			
<ul style="list-style-type: none"> ●輸送安全性やお客サービス・移動空間の快適化のさらなる向上に向けた取組の推進 ●人口増加・高齢化やまちづくりの進捗に対応した市バスネットワークのさらなる充実 		11.2	<ul style="list-style-type: none"> ・市バス運輸安全マネジメント推進事業 ・市バス安全教育推進事業 ・市バスネットワーク推進事業 ・市バスお客様サービス推進事業 ・市バス移動空間快適化事業 ・市バス事業基盤強化事業 ・市バス収益性事業 ・市バス営業所の管理委託事業 ・市バス地域貢献事業 ・市バス経営計画推進事業




政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

施策名		SDGsとの対応		
方向性	SDGsとの対応			関連する事務事業
	ゴール	ターゲット		
4-8-1 スポーツのまちづくりの推進				
<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが身近な地域でスポーツを楽しめる環境づくり ●スポーツをはじめとするさまざまな活動を通じて、誰もが自分らしく暮らし自己実現をめざせる地域づくりに向けた「かわさきパラムーブメント」の推進 ●英国オリンピック・パラリンピック代表チームの事前キャンプ受入れに向けたおもてなし機運の醸成と交流事業の実施 	 10 人や国の不平等をなくそう	 11 住み続けられるまちづくりを	10. 2 11. 7 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツ推進事業 ・スポーツセンター等管理運営事業 ・東京オリンピック・パラリンピック推進事業
4-8-2 市民の文化芸術活動の振興				
<ul style="list-style-type: none"> ●東京 2020 オリンピック・パラリンピックや市制 100 周年を見据えた、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進 ●文化芸術の市民生活への更なる浸透に向け、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりの推進 ●市内文化関連施設の効率的・効果的な運営と更なる魅力の発信 	 4 質の高い教育をみんなに	 11 住み続けられるまちづくりを	4. 7 11. 4 11. 7 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化活動支援事業 ・文化財保護・活用事業 ・東海道かわさき宿交流館管理運営事業 ・市民ミュージアム管理運営事業 ・大山街道ふるさと館管理運営事業 ・市民プラザ管理運営事業 ・橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ・藤子・F・不二雄ミュージアム事業 ・岡本太郎美術館管理運営事業 ・日本民家園管理運営事業 ・青少年科学館管理運営事業 ・アートセンター管理運営事業
4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進				
<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが身近に音楽を楽しめる環境づくりと音楽を通じた活力と潤いのある地域社会づくりの推進 ●ミュージアム川崎シンフォニーホールなどの音楽資源を活かした「音楽のまち・かわさき」の魅力の発信 ●映像資源を活かした映像文化の振興と次世代の映像文化の担い手の育成 	 4 質の高い教育をみんなに	 11 住み続けられるまちづくりを	4. 7 11. 7 17. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎シンフォニーホール管理運営事業 ・映像のまち・かわさき推進事業 ・音楽のまちづくり推進事業

政策4-9 戦略的なシティプロモーション

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成			
<ul style="list-style-type: none"> ●市内外に向けた、さまざまなメディアの効果的活用による、本市の多彩な魅力の情報発信の強化 ●ブランドメッセージを核とした、多様な主体を巻き込んだ民間発の取組を伴うシビックプライドの醸成 ●これまで良好な関係を築き上げてきた海外都市等とのお互いの強みや特性を生かした更なる交流の推進 	 	11.7 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流推進事業 ・国際交流センター管理運営事業
4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興			
<ul style="list-style-type: none"> ●観光協会、民間企業、近隣自治体等との連携による「オール川崎」での観光振興施策の推進 ●川崎の特性を活かした産業観光の取組の推進 ●競輪事業における持続可能な事業運営の確立に向けた施設整備及び効率的な運営の推進 	  	8.9 11.7 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興事業 ・産業観光推進事業 ・競輪場整備事業 ・市政記念花火大会事業 ・競輪等開催・運営事業

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり			
<ul style="list-style-type: none"> ●「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」の検討と推進 ●地域と多様な主体をつなぐ中間支援組織の機能強化 ●新たな地域課題解決の担い手の発掘と市民活動促進に向けた支援の推進 	  	11.7 16.7 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体による協働・連携推進事業 ・自治推進事業 ・地域振興事業 ・市民活動支援事業 ・NPO法人活動促進事業

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●市民のさまざまな「声」の個別・集団・調査広聴などの手段を用いた戦略的な収集と、市民意見の市政運営や政策立案への一層の活用推進 ●『伝える広報』から『伝わる広報』への転換による職員の広報に対する意識の醸成や広報媒体・手法の強化・充実 ●個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正を踏まえた個人情報の適正な管理の推進 	 	11.7 16.6 16.7	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴等事務 ・広報事業 ・情報公開推進事務 ・公文書館運営事業
5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化			
<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティづくりなどを通じて市民の主体的な取組を促す役割を踏まえた区役所機能の更なる強化 ●利便性が高く分かりやすい窓口サービスの提供とマイナンバー制度の普及促進 ●区役所等庁舎の効率的・効果的な整備・長寿命化への対応 	  	11.7 16.9 17.17	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍住民サービス事業 ・地域課題対応事業 ・区役所等庁舎整備推進事業

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

施策名			
方向性	SDGsとの対応		
	ゴール	ターゲット	関連する事務事業
5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな差別をなくし、ダイバーシティ（多様性）が尊重される地域社会の実現に向けた取組の推進 ●多様な文化的背景を持つ外国人市民が共に生きる社会の実現に向けた取組の推進 ●子どもの権利を尊重する社会づくりに向けた取組の推進 ●平和意識の更なる普及に向けた取組の推進 	       	1. 2 4. 7 5. 1 5. 2 5. 5 8. 7 10. 2 10. 3 10. 4 11. 7 16. b	<ul style="list-style-type: none"> ・人権関連事業 ・同和対策事業 ・外国人市民施策推進事業 ・子どもの権利施策推進事業 ・人権オンブズパーソン運営事業 ・平和意識普及推進事業 ・平和館管理運営事業
5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進 ●働く場における男女共同参画の推進に向けた取組の充実 ●地域で生き生きと暮らすための男女共同参画の推進 	      	1. b 4. 3 4. 7 5. 1 5. 2 5. 5 5. c 8. 5 8. 8 10. 4 11. 7 16. 1 16. b	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進事業 ・男女共同参画センター管理運営事業

第4章 推進方策

1 推進体制

SDGsに関する取組については、総合計画に基づく各施策・事務事業等を通じて推進するため、市長を本部長とし、全局（室）区長で構成される総合計画策定推進本部会議を活用し、全庁的に取組を進めることとします。

また、関連する施策等を総合的かつ効果的に推進するために、関係部署相互が緊密な連携を図り、取組を進めます。

2 取組の推進を図るための方策

（1）各種計画等への反映

各種計画等の策定及び改定にあたっては、SDGsの要素を的確に反映し、17のゴールとの対応の整理等を行うとともに、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上をめざした取組を推進します。

（2）国の取組との連動

経済・社会・環境の三側面における新しい価値の創出を通じた持続可能な開発の実現をめざす上では、各施策・事務事業を進める中で、経済・社会・環境のそれぞれの分野の課題解決につなげるのみならず、各分野における双方向のより高い相乗効果を創出する効果的かつ統合的な取組を進めます。こうした取組については、国との連携や波及効果等を踏まえ、国の事業等を活用していきます。

（3）多様な主体との連携

各施策・事務事業を進めるにあたっては、市民や地域の団体、企業、大学、他の地方自治体などの多様な主体（ステークホルダー）と連携して取組を進めていきます。

また、本市においては、最適な公共サービスの提供につなげるために、民間事業者とのパートナーシップに基づく市民満足度の高い行政サービスの提供に向けたしくみ等を構築することにより、民間事業者等と連携し、そのノウハウ等を踏まえた取組を推進することとしています。こうした取組を推進する上でも、SDGsを踏まえた連携を図ります。

(4) 職員への理解浸透と市民、企業、団体等への情報発信・普及啓発

市民、企業、団体等がSDGsに対する主体的な行動に取り組むためには、市が率先してSDGsに関連した取組を進める必要があることから、職員に対して研修等を実施し、職員のSDGsの理念や意義等の理解を深めます。

また、SDGsとの関連性が高い事業やイベント等の実施にあたり、SDGsの理念や意義、必要性、関連情報を積極的に発信するなど、あらゆる機会を通じてSDGsの理念の共有や理解の向上に向け、市民等に対する情報発信・普及啓発に取り組みます。

3 進行管理

本方針の取組については、総合計画に基づく各施策・事務事業を通じて行うため、進行管理については総合計画における進行管理と一体的に行うこととします。

参 考 资 料

【参考資料1】総合計画の政策・施策とSDGs17のゴール対応一覧表

SDGsゴール	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を促進しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	○	○	○	○		○
政策 1-1 災害から生命を守る	○					
施策1 災害・危機事象に備える対策の推進	○					
施策2 地域の主体的な防災まちづくりの推進						
施策3 まち全体の総合的な耐震化の推進	○					
施策4 消防力の総合的な強化						
施策5 安全・安心な暮らしを守る河川整備	○					
政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる			○			
施策1 防犯対策の推進						
施策2 交通安全対策の推進			○			
施策3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進						
施策4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理						
政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える	○		○			○
施策1 安定給水の確保と安全性の向上						○
施策2 下水道による良好な循環機能の形成	○		○			○
政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる			○	○		
施策1 総合的なケアの推進			○			
施策2 高齢者福祉サービスの充実			○			
施策3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり				○		
施策4 障害福祉サービスの充実			○			
施策5 障害者の自立支援と社会参加の促進						
施策6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備			○			
施策7 生き生きと暮らすための健康づくり			○			
政策 1-5 確かな暮らしを支える	○	○	○			
施策1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営			○			
施策2 自立生活に向けた取組の推進	○	○				
政策 1-6 市民の健康を守る		○	○			○
施策1 医療供給体制の充実・強化			○			
施策2 信頼される市立病院の運営			○			
施策3 健康で快適な生活と環境の確保		○	○			○

7 エネルギーもめんと としてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
		○		○		○				○
		○		○		○				○
				○						○
		○		○						
				○		○				○
				○		○				
				○	○				○	○
									○	○
				○						
				○	○				○	
○		○		○		○	○			
○		○		○						
○		○		○		○	○			
	○		○	○					○	○
			○	○					○	○
			○	○						○
			○	○						
			○	○						
	○		○	○						○
				○						
			○							
				○						
				○						
				○						
				○						

SDGsゴール	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
基本政策 2 子どもを安心して育てることができるふさとづくり	○	○	○	○	○	
政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる	○	○	○	○	○	
施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進	○		○	○		
施策2 質の高い保育・幼児教育の推進	○			○		
施策3 子どものすこやかな成長の促進	○	○	○	○	○	
施策4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	○	○	○	○	○	
政策 2-2 未来を担う人材を育成する	○		○	○	○	
施策1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進			○	○	○	
施策2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応	○			○		
施策3 安全で快適な教育環境の整備			○	○		
施策4 学校の教育力の向上				○		
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する				○		
施策1 家庭・地域の教育力の向上				○		
施策2 自ら学び、活動するための支援				○		
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり		○	○	○		○
政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる				○		
施策1 地球環境の保全に向けた取組の推進				○		
政策 3-2 地域環境を守る			○			○
施策1 地域環境対策の推進			○			○
施策2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進						○
政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす		○				○
施策1 協働の取組による緑の創出と育成						○
施策2 魅力ある公園緑地等の整備						
施策3 多摩丘陵の保全						
施策4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進		○				
施策5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進						○

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	○		○	○	○				○	○
				○					○	
				○						
				○						
				○					○	
	○		○	○	○				○	○
	○		○		○				○	
	○									
				○						
										○
				○						○
										○
				○						
○	○	○		○	○	○	○	○		○
○	○	○		○	○	○	○			○
○	○	○		○	○	○	○			○
○		○		○	○		○	○		
○				○	○		○	○		
		○		○	○		○			
				○	○			○		○
				○				○		○
				○				○		○
				○	○					
				○						○

SDGsゴール	1 貧困をなくそう	2 住居をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり		○	○	○	○	○
政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興		○				○
施策1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化						○
施策2 魅力と活力のある商業地域の形成		○				
施策3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成						
施策4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化		○				
政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上						
施策1 ハンチャー支援、起業・創業の促進						
施策2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援						
施策3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化						
施策4 スマートシティの推進						
施策5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上						
政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる					○	
施策1 人材を活かすしくみづくり						
施策2 働きやすい環境づくり					○	
政策 4-4 臨海部を活性化する						
施策1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備						
施策2 広域連携による港湾物流拠点の形成						
施策3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備						
政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する						
施策1 魅力にあふれた広域拠点の形成						
施策2 個性を活かした地域生活拠点等の整備						
政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する						
施策1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進						
施策2 地域の主体的な街なみ形成の推進						
政策 4-7 総合的な交通体系を構築する			○			
施策1 広域的な交通網の整備						
施策2 市域の交通網の整備						
施策3 身近な交通環境の整備			○			
施策4 市バスの輸送サービスの充実						

7 エネルギーと気候変動 をいかに持続的に	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
○	○	○	○	○	○			○	○	○
○	○	○		○	○					○
○	○	○		○	○					○
				○						○
	○	○		○						
										○
○	○	○		○	○				○	○
	○	○								
○	○	○		○	○					
									○	○
	○			○						
	○			○						
	○			○						
	○			○						
	○			○						
	○			○						
	○			○						
	○	○		○						
	○	○								
	○	○								
		○								
				○						
				○						
				○						
				○						
○				○				○		○
○				○				○		
				○						○
				○						○
				○						
				○						
				○						○
				○						

SDGsゴール	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する				○		
施策1 スポーツのまちづくりの推進						
施策2 市民の文化芸術活動の振興				○		
施策3 音楽や映像のまちづくりの推進				○		
政策 4-9 戦略的なシティプロモーション						
施策1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成						
施策2 川崎の特性を活かした観光の振興						
基本政策 5 誰もが生きがいを有する市民自治の地域づくり	○	○		○	○	
政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する						
施策1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり						
施策2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進						
施策3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化						
政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる	○	○		○	○	
施策1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	○	○		○	○	
施策2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	○			○	○	

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
			○	○						○
			○	○						○
				○						○
				○						○
	○			○						○
				○						○
	○			○						○
	○		○	○					○	○
				○					○	○
				○					○	○
				○					○	○
				○					○	○
	○		○	○					○	
	○		○	○					○	
	○		○	○					○	

【参考資料2】SDGs 17のゴールと169のターゲット

(外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ(仮訳)」より)

ゴール	ターゲット
ゴール1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
ゴール2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。

2. b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2. c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。
ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
3. 1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3. 2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3. 3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3. 4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3. 5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3. 6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3. 7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
3. 8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3. 9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3. a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3. b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3. c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3. d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
ゴール4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	
4. 1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4. 2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。
ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。

	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
	6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
	6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
ゴール7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	
	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
ゴール8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	
	8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の実立や成長を奨励する。
	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
	8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
	8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。
ゴール9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
	9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
	9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。
ゴール10	各国内及び各国間の不平等を是正する	
	10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
	10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。

10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。

ゴール 1 1 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

ゴール 1 2 持続可能な生産消費形態を確保する

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の実行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。
ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*	
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。
* 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。	
ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。

	14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する**。
	14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
	14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
	14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
	14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。
		** 現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉およびWTOドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮。
ゴール15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
	15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
	15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
	15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
	15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
	15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
	15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
	15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法

	な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。
ゴール 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的法規及び政策を推進し、実施する。
ゴール 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。

17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針

平成 31(2019)年 2 月

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市



川崎区



幸区



中原区



高津区



宮前区



多摩区



麻生区